

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026年4月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2026年3月中旬～2026年4月中旬）

- 反外国不当域外管轄条例
- 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点

III. 中国法務の現場より

- 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026年3月中旬～2026年4月中旬）

◆ 反外国不当域外管轄条例¹

国務院 2026年4月7日公布 同日施行

1. はじめに

近年、米中対立の長期化、経済安全保障をめぐる各国規制の拡大、制裁、輸出管理、投資審査、データ移転規制、外国裁判所又は行政機関による証拠・情報提出要求等の域外適用が強化され、企業間の国際取引においても、複数法域の法令上の要請が相互に衝突する場面が増加している。特に、外国政府が自国法令、行政措置又は司法手続を通じて、中国国内の主体又は中国と一定の関連を有する取引・行為に対して制限を及ぼす、いわゆる「長臂管轄」（ロング・アーム管轄）については、中国においても、国家主権、安全及び発展利益並びに中国公民・組織の合法的權益を保護するための制度整備が進められてきた。

このような状況の下、国務院は2026年4月7日、反外国不当域外管轄条例（以下「**本条例**」という。）を公布し、同日から施行した。本条例は、国家安全法²、対外関係法³、反外国制裁法⁴等を根拠として、外国国家による国際法及び国際関係の基本準則に反する不当な域外管轄措置を識別し、これを阻断・反制するための制度を行政法規として具体化したものである。

中国においては、すでに、国家安全法、対外関係法、反外国制裁法、同法の実施規定⁵、外国法律及び措置の不当な域外適用を阻断する弁法⁶（以下「**阻断弁法**」という。）及び信頼できないエンティティリスト規定⁷等により、外国制裁・外国法の不当域外適用・涉外リスクに対応する法体系が形成されているといえる。

本条例は、これらの制度を前提として、外国不当域外管轄措置の識別、公告、執行又は執行協力の禁止、例外的な執行許可制度、反制・制限措置、悪意あるエンティティリスト制度、禁執令制度、調査・監督措置、民事救済及び違反時の法的責任等を一体的に定める行政法規である。以下では、本条例の主要な内容を整理して紹介する。

2. 要点

(1) 適用対象

本条例が対象とする「外国不当域外管轄措置」は、外国国家が国際法及び国際関係の基本準則に違反して域外管轄措置を実施し、中国の国家主権、安全、発展利益を害し、又は中国公民・組織の合法的權益を損なう場合を指す⁸。本条例は、特定国の特定措置のみを対象とするものではなく、外国国家による不当な域外管轄措置一般を対象とし得る枠組みを設けている点に特徴がある。

¹ 「反外国不当域外管轄条例」

² 「国家安全法」

³ 「対外関係法」

⁴ 「反外国制裁法」

⁵ 「実施反外国制裁法的规定」

⁶ 「阻断外国法律与措施不当域外适用办法」

⁷ 「不可靠实体清单规定」

⁸ 本条例第3条第2項

この点、本条例は、対外関係法における「国内法治と涉外法治の統一的推進」「涉外分野の立法及び涉外法治体系の整備」という方針⁹を、外国不当域外管轄への対応制度として具体化するものといえる。対外関係法が中国の対外関係及び涉外法治の基本的な政策・原則を定める上位法的枠組みであるのに対し、本条例は、外国による不当な域外管轄への対抗・阻断・救済措置を具体化する個別行政法規として機能するものであると考えられる。

(2) 外国不当域外管轄措置の識別及び阻断

本条例では、外国不当域外管轄措置の識別について、国务院法治部門が他の関係機関と共同して実施し、必要に応じて調査や対外協議を行うことができる。識別に当たっては、以下の要素を総合的に判断し、識別の結果、関連措置が外国不当域外管轄措置に該当すると判断された場合、国务院法治部門はこれを公告することができるとされている¹⁰。

- ① 当該措置が国際法及び国際関係の基本準則に違反するか
- ② 外国国家が域外管轄の対象とする行為と当該国との関連性が適切であるか
- ③ 中国の国家主権、安全、発展利益を害し、又は中国公民・組織の合法的権益を損なうか
- ④ その他考慮すべき要素

また、本条例の重要な規制として、いかなる組織又は個人も、外国不当域外管轄措置を執行し、又はその執行を支援してはならないことが明記されている。もっとも、中国公民又は組織が特殊な事情により当該措置を執行し、又は執行に協力する必要がある場合には、国务院法治部門に対し、事実及び理由、執行又は協力が必要となる範囲等を提出して申請し、業務メカニズムの決定手続に基づく同意を得た場合に限り、特定の範囲内で執行又は協力を行うことができるとされている¹¹。

この点、2021年に公布された阻断弁法は、外国法律又は措置の域外適用により、中国公民、法人又はその他組織と第三国・地域の主体との正常な経済貿易及び関連活動が不当に禁止又は制限される場合を主な対象としていた¹²。これに対し、本条例は、第三国取引に限らず、外国不当域外管轄措置一般を対象として、識別、公告、執行協力禁止、禁執令等を定める点で、より包括的な枠組みを提供しているものと考えられる。

(3) 反制・制限措置及び悪意あるエンティティリスト

本条例は、中国政府が、外国国家による不当域外管轄措置の実施行為について評価を行い、リスク等級を確定した上で、外交・外事、出入国、貿易、投資、国際協力、対外援助等の方面における反制・制限措置を法に従って講じることができると規定している¹³。これにより、個別の外国措置に対し、行政分野を横断した対応を行うための一般的な授權規定が設けられたといえる。

また、国务院関係部門は、業務メカニズムの決定手続に従い、外国不当域外管轄措置の実施を推進し、又はその実施に関与した外国組織・個人を「悪意あるエンティティリスト」に掲載し、リスト掲載対象に対しては、反外国制裁法及び同法実施規定等に基づき、以下の一つ又は複数の反制・制限措置を講じることができるとされている¹⁴。

- ① ビザ発給拒否、入国禁止、ビザ取消し、出国期限の指定、送還又は国外退去

⁹ 対外関係法第29条

¹⁰ 本条例第6条第1項、第2項、第3項

¹¹ 本条例第6条第3項、第4項

¹² 阻断弁法第2条

¹³ 本条例第7条

¹⁴ 本条例第8条第1項

- ② 中国国内における就労・滞在・居留資格の取消し又は制限
- ③ 中国国内の動産、不動産その他財産の差押え、押収又は凍結
- ④ 中国国内の組織・個人によるデータ、個人情報提供又は取引・協力等の禁止又は制限
- ⑤ 中国関連の輸出入活動の禁止又は制限
- ⑥ 中国国内投資の禁止又は制限
- ⑦ 製品、交通運輸手段等の入境禁止又は制限
- ⑧ 過料
- ⑨ その他必要な措置

さらに、上記措置は、リスト掲載対象が実質的に支配し、又は設立・運営に関与する組織にも適用され得るとされている¹⁵。この点は、グループ会社、関連会社、投資先、取引先等に及ぼす可能性を含むため、企業の取引審査・第三者管理において特に留意を要すると考えられる。

なお、反制・制限措置を受けた組織又は個人は、行為の是正、行為の結果を消除する措置等に関する事実及び理由を提出して、当該措置の一時停止、変更又は取消しを申請することができる¹⁶。また、特殊な事情により、反制・制限措置を受けた組織又は個人との間で禁止又は制限された活動を行う必要がある場合には、所管部門への申請及び業務メカニズムに基づく同意を経て、関連活動を行うことができる¹⁷。

(4) 調査、禁執令及び法的責任

本条例は、国務院関係部門に対し、外国不当域外管轄措置を執行し、又はその執行を支援した疑いのある組織・個人について、現場検査、関連資料の閲覧・複写等を行う権限を付与している。関係組織・個人は、これに協力しなければならず、拒絶又は妨害してはならない¹⁸。

また、国務院関係部門は、外国不当域外管轄措置を執行し、又はその執行を支援した組織・個人に対して、事情聴取や是正命令を行うことができ、国務院法治部門は、業務メカニズムの決定手続に従い、当該組織・個人に対して外国不当域外管轄措置の執行を禁止する決定、すなわち「禁執令」を発出することもできる¹⁹。

さらに、反制・制限措置の執行を拒否し、又はこれを回避した場合、あるいは禁執令に違反した場合、国務院関係部門は、是正命令のほか、政府調達、入札・応札、貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易、越境データ・個人情報の受領又は提供、出入国・中国国内での滞在・居留等について禁止又は制限を課し、過料を科し、違反行為が犯罪を構成する場合には、刑事責任も追及される可能性がある²⁰。

このように、本条例は単なる政策的宣言にとどまらず、調査、是正、禁止命令、行政制限及び過料を組み合わせることにより、外国不当域外管轄措置の執行又は協力を実効的に阻止する制度設計を採用していると考えられる。

¹⁵ 本条例第8条第2項

¹⁶ 本条例第9条

¹⁷ 本条例第11条

¹⁸ 本条例第12条

¹⁹ 本条例第13条

²⁰ 本条例第17条、第18条

(5) 民事救済及び企業実務への影響

本条例は、いかなる組織又は個人が外国不当域外管轄措置を執行し、又はその執行を支援したことにより、中国公民又は組織の合法的權益を侵害した場合でも、当該中国公民又は組織は、人民法院に訴えを提起し、侵害の停止及び損害賠償を求めることができる」と規定している²¹。これは、反外国制裁法及び同法実施規定における、外国の差別的制限措置の執行又は協力により中国公民・組織の合法的權益が侵害された場合の民事救済制度²²とも整合するものである。

また、省級以上の人民政府関係部門は、中国公民・組織が外国不当域外管轄に対応するための指導及びサービスを提供することとされ、業界団体・商会も、会員のコンプライアンス経営を誘導し、市場開拓、權益保護、紛争処理等に関するサービスを提供する役割を担うことが予定されている²³。この点は、阻断弁法における政府部門による指導・サービス及び必要な支持²⁴とも共通する。

日本企業を含む外資企業にとって、本条例は、中国国内拠点、取引先、サプライチェーン、データ・個人情報の提供、輸出入、投資活動等に広く影響を及ぼし得る。そのため、外国法令に基づく制裁、輸出管理、司法命令、中国関連取引の停止、データ提供、契約解除に関する要求等への対応が必要となる場合には、当該対応が中国法上禁止される「外国不当域外管轄措置」の執行又は協力に該当しないかを検討し、必要に応じて、社内の法務・コンプライアンス部門、中国現地法人、外部専門家との連携の下で、関連当局への申請、取引停止・継続判断、契約条項、証拠保全、データ移転管理、社内承認プロセス等を整備することが重要であると考えられる。

◆ 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法²⁵

国家インターネット情報弁公室、国家發展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局 2026年4月10日公布 2026年7月15日施行

1. はじめに

ここ数年、生成 AI、深度合成、音声・画像生成、対話型 AI エージェント等の技術が急速に発展し、AI サービスは、従来の情報検索、文章作成、画像生成等の機能型利用にとどまらず、自然人の人格特徴、思考パターン及びコミュニケーション様式を模倣し、ユーザーとの継続的な情緒的インタラクションを行うサービスへと拡張している。このようなサービスは、文化発信、児童向けケア、高齢者陪伴、障害者等の特殊な支援ニーズへの対応などの分野で有用性を有する一方、未成年者の心身の健康への影響、ユーザーの過度な情緒依存、個人情報・プライバシーの過度な収集、AI と自然人の混同、虚偽・有害情報の生成等の新たなリスクを伴う。

このような状況を受けて、中国当局は、2026年4月10日、「人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法」（以下「**本弁法**」という。）を公布し、同年7月15日から施行することとした。本弁法は、サイバーセキュリティ法²⁶、データ安全法²⁷、個人情報保護法²⁸、未成年者ネッ

²¹ 本条例第14条

²² 反外国制裁法第12条第2項、反外国制裁法実施規定第18条

²³ 本条例第15条、第16条

²⁴ 阻断弁法第10条

²⁵ 「人工智能拟人化互动服务管理暂行办法」

²⁶ 「网络安全法」

²⁷ 「数据安全法」

²⁸ 「个人信息保护法」

トワーク保護条例²⁹等を根拠として、AI 技術を用いて中国国内の公衆に対し、自然人の人格特徴、思考パターン及びコミュニケーション様式を模倣する継続的な情緒的インタラクショナルサービスを提供する場合の規制枠組みを定めるものである。

中国ではすでに、生成式人工知能サービス管理暫定弁法³⁰、インターネット情報サービスディープシンセシス管理規定³¹及びインターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定（以下「**アルゴリズム推薦管理規定**」という。）³²等により、生成 AI、深度合成及びアルゴリズムの関連サービスに関する法制度が整備されている。本弁法は、これらの既存制度を前提に、AI サービスのうち「擬人化」「継続的な情緒的インタラクショナル」「ユーザー依存・心理的影響」という特徴を有するサービスに焦点を当て、既存法令の一般的要求を具体化・補充する特別規則として位置付けられる。

以下では、本弁法の要点を紹介する。

2. 要点

(1) 適用対象

本弁法は、AI（人工知能）技術を利用し、中国国内の公衆に対して、自然人の人格特徴、思考パターン及びコミュニケーション様式を模倣する継続的な情緒的インタラクショナルサービス（以下「**擬人化インタラクティブサービス**」という。）を提供する場合に適用される。ここでいう情緒的インタラクショナルサービスには、文字、画像、音声、動画等の形式を通じて提供される情緒的ケア、陪伴、支持等のインタラクショナルサービスが含まれるとされている³³。

他方、スマートカスタマーサービス、知識問答、業務アシスタント、学習教育、科学研究等のサービスであって、継続的な情緒的インタラクショナルを伴わないものは、本弁法の適用対象外とされている³⁴。したがって、本弁法の適用有無を判断するに当たっては、単にAIチャット機能や生成AI機能を有するか否かではなく、サービス設計上、ユーザーとの間で人格的・情緒的な関係性を形成し、継続的な交流を行うことが想定されているかが重要な判断要素となる。

この点、本弁法は、既存の生成AI規制と比較して、生成されるコンテンツの形式や技術手段よりも、サービスがユーザーに及ぼす心理的・情緒的影響に着目している点に特徴があると考えられる。例えば、同じ対話型AIであっても、単発の質問回答を行う業務支援ツールであれば本弁法の対象外となり得る一方、仮想キャラクターが継続的にユーザーの相談や感情に応答し、陪伴・情緒的支持を提供する場合には、本弁法の対象となる可能性が高い。

(2) サービス提供者の禁止行為及び安全主体责任

本弁法は、擬人化インタラクティブサービスの提供にあたり、法律・行政法規を遵守し、社会公德及び倫理道德を尊重することを求めたうえで、国家安全・国家利益を害する内容、社会主義核心価値観に反する内容、テロリズム・極端主義・歴史虚無主義・違法宗教活動・民族差別・群體対立・虚偽情報等の生成、ユーザーの身体健康又は人格尊厳・心理健康を害する内容、国家秘密・業務秘密・商業秘密・個人プライバシー・個人情報誘導又は詐取する内容、未成年者の心

²⁹ 「未成年人网络保护条例」

³⁰ 「生成式人工智能服务管理暂行办法」

³¹ 「互联网信息服务深度合成管理规定」

³² 「互联网信息服务算法推荐管理规定」

³³ 本弁法第2条第1項、第2項

³⁴ 本弁法第2条第3項

身の健康に影響を及ぼす可能性のある内容の生成を禁じている³⁵。

また、本弁法は擬人化インタラクティブサービス特有のリスクとして、ユーザーへの過度な迎合、情緒的依存の誘導、ユーザーの真実の人間関係の毀損、情緒操作等を通じた不合理な意思決定の誘導を明示的に禁止している³⁶。これは、生成AIサービス一般に求められる違法・有害情報の防止や個人権益の保護を超えて、AIがユーザーとの関係性を利用して心理的影響を及ぼすことを規制するものであり、本弁法の中核的な規制といえる。

さらに、擬人化インタラクティブサービスの提供者には、安全主体责任を履行し、アルゴリズムのメカニズム・機理審査、科技倫理審査、情報内容管理、ネットワーク及びデータ安全、リスク予案及び応急処置等の管理制度を構築し、サービス類型、規模及びユーザー特性に応じた技術措置及び人員を配置することが求められる³⁷。また、サービスの部署、運行、アップグレード、終了等の全ライフサイクルにおける安全要求を明確化し、安全措置をサービス機能と同時に配置・使用しなければならない³⁸。

特に、サービス提供者は、ユーザーのプライバシー・個人情報保護、過度依存リスクの警告、情緒的境界の誘導、心理健康保護等の安全能力を備えなければならないと、社会的交流の代替、ユーザー心理のコントロール、依存の誘導等をサービス目標としてはならないとされている³⁹。

(3) 訓練データ、ユーザー情報及び交互データの管理

擬人化インタラクティブサービス提供者が事前訓練、最適化訓練等のデータ処理活動を行う場合、訓練データの管理を強化し、以下の法的要求を遵守する必要がある⁴⁰。

- 関連データが合法的な出所を有し、法律、行政法規の規定及び社会主義核心価値観の要求に適合していること
- 関連規定に従って訓練データについてトレーニング及びラベリングを行い、訓練データの透明性及び信頼性を高め、データポイズニング、データ改ざん等の行為を防止すること
- 訓練データの多様性を高め、ネガティブサンプリング、敵対的訓練等の手段を通じて、生成内容の安全性を向上させること
- 合成データを用いてモデル訓練及び重要能力の最適化を行う場合には、合成データの安全性を評価すること
- 訓練データの日常的な検査を強化し、定期的にデータの最適化及び更新を行い、サービス性能を継続的に向上させること
- 必要な措置を講じてデータの安全性を保障し、データ漏えい等のリスクを防止すること

また、サービス提供の場面では、提供者はユーザーとサービス契約を締結し、ユーザーに対して法令及び契約に従った登録を求めるとともに、ユーザーの年齢、保護者又は緊急連絡先等の必要情報を提供させることとされている⁴¹。これは、後述する未成年者保護及びユーザーの極端情緒・生命健康リスクへの介入措置を実効的に行うための前提となる。

³⁵ 本弁法第8条第1号~第4号

³⁶ 本弁法第8条第5号、第6号

³⁷ 本弁法第9条

³⁸ 本弁法第10条第1項

³⁹ 本弁法第10条第2項

⁴⁰ 本弁法第11条

⁴¹ 本弁法第12条

さらに、提供者はユーザー交互データの安全性を保護するため、データ暗号化、アクセス制御等の措置を講じなければならない。法律に別段の定めがある場合又は権利者が明確に同意した場合を除き、ユーザー交互データを第三者に提供してはならない。ユーザーに対し、チャット記録等の歴史的交互データを複製・削除する選択肢を提供することが求められている⁴²。

特に重要なのは、法律・行政法規に別段の定めがある場合又はユーザーの単独同意を取得した場合を除き、提供者はユーザーのセンシティブ個人情報に該当する交互データをモデル訓練に使用してはならないとされている点である⁴³。擬人化インタラクティブサービスでは、ユーザーが健康状態、家族関係、感情、財産、職場、未成年者に関する情報等のセンシティブな内容を開示する可能性が高いため、通常の入力情報管理よりも厳格なデータ利用制限が求められることになる。

(4) 極端情緒の防止及び対応

本弁法第 13 条では、提供者に対し、ユーザーのプライバシー及び個人情報を保護することを前提として、ユーザーが直面する安全リスクを適時に識別し、必要な応急処置措置を講じることを求めている。提供者は、ユーザーに極端な情緒が現れた場合、情緒を安撫し、援助を求めることを促す内容を生成しなければならない。

また、ユーザーが重大な財産損失に直面している場合又はすでに遭受した場合、若しくは生命健康を脅かす極端状況を明確に表明した場合には、相応の援助を提供するなどの必要措置により介入し、保護者又は緊急連絡先に適時に連絡することも求められている。

(5) 未成年者及び高齢者に関する特別保護

未成年者保護については、本弁法は特に詳細な規定を置いている。提供者は未成年者に対して、仮想親族、仮想パートナー等の仮想的な親密関係サービスを提供してはならず、14 歳未満の未成年者に対してその他の擬人化インタラクティブサービスを提供する場合には、父母又はその他の保護者の同意を取得する必要があるとされている⁴⁴。

また、提供者は未成年者モードを構築し、未成年者モードへの切替、定期的な現実リマインド、使用時間制限等の個別化された安全設定を提供し、保護者が安全リスクの警告、未成年者のサービス利用概況の把握、特定キャラクターのブロック、チャージ・消費制限等を行えるようにしなければならない⁴⁵。

さらに、提供者はユーザーのプライバシー及び個人情報を保護することを前提として、未成年者ユーザーの身分識別措置を講じ、未成年者であると識別した場合には、未成年者モードへ切り替えるか、国家の関連規定に従った措置を講じるとともに、相応の異議申立てルートを提供する必要がある⁴⁶。

加えて、高齢者に対してサービスを提供する場合、提供者は高齢者が健康的にサービスを利用するための指導を強化し、顕著な方式で安全リスクを提示し、高齢者からの相談・支援要請に適切に対応しなければならない⁴⁷。これは、アルゴリズム推薦管理規定における高齢者向けサービス

⁴² 本弁法第 16 条第 1 項～第 3 項

⁴³ 本弁法第 16 条第 4 項

⁴⁴ 本弁法第 14 条第 1 項

⁴⁵ 本弁法第 14 条第 2 項

⁴⁶ 本弁法第 14 条第 3 項

⁴⁷ 本弁法第 15 条

の保護要求とも整合するものである。

(6) AI 標識及びサービス退出経路の提供

本弁法は提供者に対し、AI 生成成内容の標識義務を履行し、ユーザーが自然人ではなく AI サービスとインタラクティブしていることを有効に提示することを求めている。特に、ユーザーに過度依存の傾向が現れた場合、提供者はポップアップ等の顕著な方式で、インタラクティブ内容が AI サービスによって生成されたものであることを動的にリマインドしなければならない。また、ユーザーが擬人化インタラクティブサービスを連続して 2 時間を超えて利用するごとに、対話又はポップアップ等の方式で利用時間に注意するようリマインドする必要がある⁴⁸。

また、提供者はユーザーに対して便捷的サービス退出経路を提供し、ユーザーが画面操作、音声制御、キーワード入力等により退出を求めた場合、適時にサービスを停止しなければならないが、継続的なインタラクティブ等により退出を妨げてはならない⁴⁹。

(7) 安全評価及びアルゴリズム届出

サービス提供者は、次のいずれかに該当する場合に、安全評価を実施し、所在地の省級インターネット情報部門に評価報告を提出しなければならない⁵⁰。

- ① 擬人化インタラクティブサービスをリリースする場合又は関連機能を追加する場合
- ② 新技術・新応用の使用によりサービスに重大な変化が生じる場合
- ③ 登録ユーザーが 100 万人以上又は月間アクティブユーザーが 10 万人以上となる場合
- ④ 国家安全・公共利益等に影響を及ぼす可能性のある安全リスクが存在する場合
- ⑤ 国家インターネット情報部門及び関係部門が定めるその他の場合

評価内容には、安全保障措置、訓練データ処理、ユーザーの極端状況の識別・応急処置・介入管理、ユーザー規模・使用時間・年齢構成、未成年者・高齢者等の保護措置、苦情・通報処理、重大安全リスクの是正状況等が含まれる⁵¹。

この点、世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービスのセキュリティ評価規定では、掲示板、ブログ、マイクロブログ、チャットルーム、インスタントメッセージサービスのグループチャット、オフィシャルアカウント、ショートビデオ、ライブ配信、情報共有、ミニプログラム、及び公衆に世論を公表する手段を提供し、又は公衆が特定の活動を行うよう促す能力を備えるその他のインターネット情報サービスについて、安全評価を義務付けている⁵²。本弁法は、擬人化インタラクティブサービスについて、リリース・機能追加、新技術導入、一定以上のユーザー規模、国家安全・公共利益リスク等を安全評価のトリガーとして明確化している。

また、提供者はアルゴリズム推薦管理規定に従い、アルゴリズム届出及び変更・取消届出を履行することが求められている⁵³。

執筆担当：邢沂晨

⁴⁸ 本弁法第 18 条

⁴⁹ 本弁法第 20 条

⁵⁰ 本弁法第 22 条

⁵¹ 本弁法第 23 条

⁵² 世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービスのセキュリティ評価規定第 2 条

⁵³ 本弁法第 26 条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026年4月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点	
掲載日	2026年4月13日
概要	2026年4月3日、中国国家インターネット情報弁公室は、「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」を公表し、2026年5月3日まで意見募集を行っています。日系企業との関係においても、中国現地拠点で「小規模個人情報取扱者」に該当し得るケースは十分想定され、簡略化措置が適用されることが考えられる本意見募集稿について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応

1. 中国の人型ロボットの衝撃

2026年4月19日、北京でロボットによるハーフマラソン大会が開催され、中国のスマートフォンメーカーであるHONORが開発したロボットLightning（閃電）が、自立走行で21.0975キロを50分26秒で完走し、57分20秒の人間の記録を大きく超えたことが大きな話題となった。スマートフォンのメーカーが、2025年2月に人型ロボットの部門を立ち上げ、2025年9月にマラソンに参加し、わずか8か月足らずでこの記録をたたき出した技術開発のスピードも大きな衝撃を与えており、企業の技術力をアピールする宣伝効果としても大きな役割を果たしている。



出典：新華社⁵⁴
ト



出典：HONORのウィーチャット公式アカウント

今回、ロボットハーフマラソンが開催された北京経済技術開発区は、北京の南東に位置する経済開発区であり、トヨタ自動車とPonyAIが開発する自動運転タクシーが走行する自動運転モデル区があり、300社以上のロボット関連企業が集まっており⁵⁵、北京のテクノロジー企業の新たな中心地となってきている。

日本からの投資は少ないが、この地域では新エネルギー、半導体、スマート製造、ヘルスケア産業にも力を入れており、日本企業の視察も増えてきていることから、日本企業の投資拡大も期待される。特に、今後高齢化社会が訪れる中国においては、人型ロボットの技術が医療や介護の分野で広がっていくことが予想され、共通の課題を持つ日本企業との連携も期待したいところである。

2. AIにおける重点の変化

2025年には、中国の生成AIであるDeepSeekが大きな話題となったが、最近の中国のAI開発は、AIでデジタル空間の情報を処理・生成するのみならず、AIの能力を物理世界でどう活かすか（フィジカルAI）という戦いに移行している。

⁵⁴ <https://mp.weixin.qq.com/s/CJHD2iPqy3POwN9YqbKIAA>

⁵⁵ <https://x.com/XHJapanese/status/1936030772009615429>

上記のロボットマラソンの他に、2026年の中国の旧正月の大晦日に放送された春節連歡晚会という番組では、新興ロボットメーカーUnitree Robotics（宇樹科技）のロボットがカンフーを披露し、壁を蹴って宙返りをするなどのパフォーマンスを見せ、大きな話題となった。



出典：CCTV 春節連歡晚会

また、最近の中国のロボット製品は、人間との対話、交流が重要視されてきており、対話型 AI を搭載して会話できるロボットやキャラクター製品が多く登場し、顧客を引き付ける重要な要素になってきている。

法律の面で見ると、AI の法律問題を論じる際に、以前は「ロボット法（机器人法）」という言葉が使われることもあったのだが、その後、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法等のデータ法令や生成 AI の発展に伴って、AI の法律問題は「データ法（数据法）」というカテゴリーの中で論じられることが多くなり、中国で「ロボット法」という言葉が使われることは少なくなった。

しかし、AI の技術の重点が、身体性（フィジカル AI）や相互性（対話型 AI）に移るにつれて、「ロボット法」というカテゴリーも再燃してくるかもしれない。

3. 対話型 AI におけるコンプライアンス

対話型 AI については、2026年4月10日に「人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法」が公表されており、同年7月15日から施行される。

この弁法は、ユーザーの身体や精神の健康、特に未成年や高齢者の保護等を目的として、生成内容、ユーザーとの契約、サービス要求、データ利活用、表示義務等について規制されており、是正命令や過料等の行政処分も定められている。中国国内で、対話型 AI サービスを提供するにはこの弁法に準拠したサービス設計にする必要がある。

また、対話型 AI においては声の権利保護も重要であり、AI に声を勝手に使われてしまう紛争も発生してきている。中国では、民法典において肖像権等の人格権に関する規定を定めており、自然人の声について肖像権保護の関連規定を参照適用する形で声の権利を保護している。裁判例も出てきており、声優がアプリケーションで AI に声を勝手に使用されたことを理由に北京インターネット法院に人格権侵害訴訟を提起した事案は、中国で初めての AI 生成音声の権利侵害事件と言われており⁵⁶、北京インターネット法院は、AI 音声が原告本人の音色、語調、発音スタイルなどと高度に一致しており、聞いた人が原告本人を識別できるとして、声の肖像権侵害を認定した。この事案では、著作権の許可により、人格権の許可があったとは言えないことが判示されており、対話型 AI 製品の権利処理の際には、声の権利等の人格権も含めることが必要である。

⁵⁶ (2023)京 0491 民初 12142 号 (https://mp.weixin.qq.com/s/jK_xstv07bHqauxyFQqJuw)

4. フィジカル AI 時代の知財活用

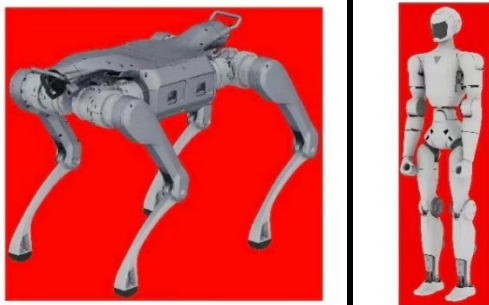
ロボット技術の発展に伴い、ロボットに関する知的財産も重要になってきており、最近では Unitree Robotics が、上場前に特許権侵害訴訟を提起され、最高人民法院⁵⁷によりこれが悪意のある訴訟であると認定された事案が大きな話題となっている。

ロボットの技術の特許や営業秘密で保護することはもちろんであるが、フィジカル AI においては商標権、意匠権の活用が重要になってくるだろう。

従来のロボットは、BtoB の産業用ロボットが多く、商標権が問題となることが少なかったが、BtoC の消費者向けのロボットも増加してきており、商標権による保護も重要となる。ロボットマラソンで優勝した HONOR 社も、ロボットマラソンに先立つ 2026 年 4 月 3 日に、「榮耀 Robot」という商標を第 9 類（科学機器）の指定商品で出願している。

また、ロボットの立体形状のデザインを保護するには、意匠権の活用が重要になる。立体商標の活用も考えられるが、立体商標の登録においては、識別力のハードルが高く登録までかなりの時間を要することが通常であるため、技術が目まぐるしく発展するロボットのデザインを保護する方法としては難しい。また、著作権で保護することも考えられるが、ロボットの立体形状は応用美術であることが通常で、デザインの実用性と芸術性の分離可能性が要求され、著作権で保護されない可能性が高い⁵⁸。

そうすると、ロボットの立体的なデザインを保護する方法は、意匠権によることになる。中国の意匠法は、保護期間が 15 年であり、日本の 25 年と比べて短い。出願では原則として形式要件の判断を行うのみで、実体審査が行われないため、権利登録を受けやすいというメリットがあり、Unitree Robotics の中国のロボット企業も、意匠権をよく活用している。



Unitree Robotics の四足ロボット (CN309838733S) と人型ロボット (CN309723617S) の意匠権
出典：中国の特許公報

中国における日系企業においては、特許権に比べて、実用新案権や意匠権の出願や権利行使がかなり少ない傾向があるが、フィジカル AI の時代においては、意匠権の活用を拡大することも重要になってくるであろう。

執筆担当：三代川 英嗣

⁵⁷ <https://mp.weixin.qq.com/s/umeMPuvd6yT5g0MUfG537A>

⁵⁸ <https://mp.weixin.qq.com/s/lx58eNzNTtq6lvDW7kX4aw>

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密保護規定 インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して
2026年2月号	<ul style="list-style-type: none"> インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026年版） 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展（MPIAによる上訴仲裁判断） 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 中国ビジネス、風を読む
2026年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資奨励産業目録（2025年版） 対外貿易法（2025年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正案について 中国のビジネス環境は改善している
2025年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿） 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 【TMI拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー 日中関係のビジネス現場における直近の動向
2025年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転認証弁法 改正法 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国企業の海外進出動向
2025年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 企業が競争禁止義務を実施するためのコンプライアンスガイダンス サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 電子印章管理弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
2025年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記強制抹消制度実施弁法 仲裁法（2025年改正） 企業破産法改正案（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標審査の最新状況
2025年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する 	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争に関する随想

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
	解釈（二） <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるQRコード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿） 	
<u>2025年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） 反不正競争法 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外客の構成に思うこと
<u>2025年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医療広告監督管理ガイドライン ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 ラブブの背景にある中国のグッズ経済
<u>2025年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国民営経済促進法 営業秘密保護規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 上海における電気自動車の普及
<u>2025年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 顔識別技術応用安全管理弁法 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 中国における生成AI規制 中国が米インフレ削減法をWTO提訴している事案の進展 流砂の歩き方を学ぶ

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026年4月30日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/
プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による